

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

三好市長

## 公表日

令和3年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有するものへの課税及び徴収。課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課し、必要があると認めるものについては減免する。
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所税務課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7614
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所税務課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7614

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



也

不

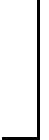


三



定







## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 柳内 守	税務課長 木邨 忠利	事後	
平成31年3月27日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有するものへの課税及び徴収。	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有するものへの課税及び徴収。課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課し、必要があると認められるものについては減免する。	事後	
平成31年3月27日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)	事後	
平成31年3月27日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成31年3月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	【情報提供の根拠】 なし(資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
平成31年3月27日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課	企画財政部税務課	事後	
平成31年3月27日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 木邨 忠利	税務課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	





